

道州制に関する基本的考え方に対する各委員の修正意見

資料3

番号	大項目	小項目	修正内容	修正理由
1	表題		道州制等の広域自治体のあり方に関する基本的考え方	
2	1 はじめに		1 これまでの経緯はじめに	
3	1 はじめに		これまで我が国は、国が大きな権限や財源を持つ中央集権型の行政システムの下で、急速な近代化と経済成長を成し遂げてきたが、その中で都道府県は、法的地位等の変容を経ながらも、明治期以来約120年余の長きにわたり、その構成と区域を維持し、広域の地方自治体として、大きな役割を担ってきた。	1888年(明治21)、香川県を設置、現在に至る府県の境界、名前が確立(1道3府43県)
4	1 はじめに		<p>これまで我が国は、国が大きな権限や財源を持つ中央集権型の行政システムの下で、急速な近代化と経済成長を成し遂げてきたが、その中で都道府県は、法的地位等の変容を経ながらも、明治期以来約120年の長きにわたり、その構成と区域を維持し、広域の地方自治体として、大きな役割を担ってきた。</p> <p>成熟社会を迎え、量的な拡大よりも質的な充実に対する住民ニーズが高まる中、個性豊かで活力に満ちた地域を創造し、我が国の一層の発展を図っていくためには、現在の硬直化した画一的な中央集権型システムを改め、自己決定・自己責任の原則の下、地方が真に自立した地方分権型の行政システムを確立することが求められている。</p> <p>このような地方分権改革の流れの中で、近年、市町村合併が大きく進展する一方、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大等、都道府県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、分権改革の担い手としての広域自治体のあり方が問われている。このことは、長い歴史を持つ都道府県のあり方にかかわり、住民生活や地域経済にきわめて大きな影響を及ぼすことになる。</p> <p>一方で、現在の我が国は、人口減少社会の到来や少子化・高齢化による人口構造の激変、経済・社会のグローバル化など、かつてない大きな構造変化に直面している。</p> <p>今後、我が国が持続的な発展を遂げるためには、画一的な中央集権型システムを改め、地域が多様性の中から生み出す競争力を国全体の成長につなげていく多極・多様化した分権型国家への転換が求められている。</p> <p>こうした中、我々都道府県は、広域エリア全体の総合的な発展を担う広域自治体としての新しいかたちを創造していく必要がある。</p>	<p>該当部分「成熟社会を迎え…」は当時(平成19年)の情勢認識であるため、全国知事会における日本のグランドデザイン構想会議の「日本再生デザイン」のとりまとめ等において議論を重ねてきた「我が国の現状認識」や「多極型国家の必要性」の表現に修正</p>

5	1 はじめに		<p>成熟社会を迎え、量的な拡大よりも質的な充実に対する住民ニーズが高まる中、個性豊かで活力に満ちた地域を創造し、我が国の一層の発展を図っていくためには、現在の硬直化した画一的な中央集権型システムを改め、自己決定・自己責任の原則の下、地方が真に自立した地方分権型の行政システムを確立することが求められている。</p> <p>同時に、中央政府の機能を外交・安全保障・マクロ経済政策など中央政府本来の機能に特化することにより、中央政府の機能を強化することも求められている。</p>	<p>道州制は、国・地方双方の政府の機能強化を図るものであることを明確にする。</p>
6	1 はじめに		<p>しかし、これまでのこのような地方分権・地域主権改革の過程において流れの中で、近年、市町村合併が大きく進展する一方、交通機関や情報通信手段の著しい発達など、都道府県を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や、都道府県の区域を越える広域行政課題が増大する中、府県域を越える広域連合である関西広域連合が設立され、さらに、九州をはじめとした地方ブロックとともに国の出先機関の移管に向けて取り組むなど等、都道府県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化、分権改革の担い手としての広域自治体のあり方が問われている。このことは、長い歴史を持つ都道府県のあり方にかかわり、住民生活や地域経済にきわめて大きな影響を及ぼすことになる。</p> <p>そのため、国・地方の双方が積極的に情報発信し、国民の理解を得ながら、これからの国と広域自治体のあり方について議論を進めていかなければならない。</p>	
7	1 はじめに		<p>今後さらに改革地方分権を進め、真の分権型社会を実現するためには、単に広域自治体である都道府県だけの問題にとどまることなく、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国の統治機構全体の改革を行う必要があり、このことが国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながるものである。</p>	
8	1 はじめに		<p>長い歴史を持つ都道府県のあり方の大きな変革は、国民生活や地域経済にきわめて重大な影響を及ぼすことになるため、これからの国と広域自治体のあり方についての議論に当たっては、国・地方の双方が積極的に情報発信し、国民の理解を得ながら進めていかなければならない。</p> <p>このような認識の下、全国知事会は平成19年1月に「道州制に関する基本的な考え方」をとりまとめた。その後、基礎自治体は、市町村合併がさらに進展し、1,816市町村が、1,719市町村と、大きく減少し、政令指定都市要件の緩和により、政令指定都市の数は15から20に増加した。</p>	

9	1 はじめに		<p>また、第30次地方制度調査会において、大都市制度等についての審議が開始され、政令指定都市のあり方等について議論が行われているほか、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、市を廃止して特別区を設置することができることとされた。</p> <p>このように、市町村、大都市をめぐる状況の変化、法整備が進展した一方、都道府県のあり方をめぐる状況としては、平成20年に「道州制ビジョン懇談会」から中間報告が提出され、道州制の制度設計の基本的な考え方等が提案された。本年3月には、みんなの党により「道州制への移行のための改革基本法案」が国会に提出され、加えて、各政党のマニフェストの検討過程において「道州制」に関する言及が増えているといった状況にある。</p> <p>さらに、都道府県のあり方をめぐる動きとして注目しなければならないのは、国の出先機関の丸ごと移管を念頭に、都道府県域を越えて広域連合を創設する動きである。広域連合制度は、平成6年の地方自治法改正により創設された制度であり、国からの権限移譲を受けることのできる複数の構成団体による特別地方公共団体である。これまでは、市町村が一定の事務の処理を目的に広域連合制度を活用してきたが、一部事務組合との大きな差異は見られなかった。</p> <p>ところが、国の出先機関の原則廃止が民主党マニフェストに掲げられ、平成21年の民主党政権発足以降、国の出先機関改革が議論されるに当たり、その受け皿として都道府県による広域連合がクローズアップされることとなった。平成22年12月には、全国初の都道府県による広域連合である「関西広域連合」が発足し、以来東日本大震災への対応や、エネルギー問題などの広域的な対応を必要とする課題に対して実績を積み重ねており、広域的課題に対する有効な手段であることを示している。また、九州や中四国においても広域連合を設立する動きがあり、「道州制」のみで議論されてきた都道府県を超える広域自治体のあり方について、もう一つの現実的な提案がなされていると考えることができる。</p>	
10	1 はじめに		<p>このような動きを踏まえ、全国知事会は、本年10月に取りまとめた「日本再生デザイン」において、「自己決定と責任を持つ、21世紀型の「地方自立自治体」」を掲げる中で、「国と地方の役割を大胆に見直し、国は国本来の役割に専念し、広域自治体及び基礎的自治体の役割を大幅に拡大することで、国と地方の双方の政府機能を強化」するとともに、「同時に、広域自治体と国、基礎的自治体の役割分担、道州制や特定広域連合を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討する」こととしたところである。</p>	

11	1	はじめに	このような地方分権改革の流れの中で、近年、市町村の合併が大きく進展した一方、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大等、都道府県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、分権改革の担い手としての広域自治体のあり方が問われている。このことは、長い歴史を持つ都道府県のあり方にかかわり、住民生活や地域経済にきわめて大きな影響を及ぼすことになる。	すでに、平成の大合併は収束したため
12	1	はじめに	このような地方分権改革の流れの中で、近年、市町村合併が大きく進展する一方、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大等、都道府県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、分権改革の担い手としての広域自治体のあり方が問われている。このことは、長い歴史を持つ都道府県のあり方にかかわり、住民生活や地域経済にきわめて大きな影響を及ぼすことになる。	地方分権改革の文脈だけでなく、中央政府の機能強化という文脈もあるため修文
13	1	はじめに	このような地方分権改革の流れの中で、近年、市町村合併が大きく進展する一方、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大等、都道府県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、分権改革の担い手としての広域自治体のあり方が問われている。 とりわけ、グローバル化に伴う国際競争の激化や、人口減少・超高齢化社会の到来など、我が国がこれまでに経験したことのない困難な課題に直面する中で、地域における広域行政をこれまで以上に充実・強化することにより、地域がその持てる強みを最大限に発揮して、個性的な地域づくりや広域的な経済産業活動の活性化などにより、我が国全体の活力や国際競争力を高めていくことが切実に求められている。	特別自治市構想や都市州の議論もあることから、求められる改革の目的・理念として「広域行政の充実・強化」を明確に謳っておくべき
14	1	はじめに	こうした広域自治体のあり方を問うこと このことは、長い歴史を持つ都道府県のあり方にかかわり、住民生活や地域経済にきわめて大きな影響を及ぼすことになる。そのため、国・地方の双方が積極的に情報発信し、国民の理解を得ながら、これからの国と広域自治体のあり方について議論を進めていかなければならない。	特別自治市構想や都市州の議論もあることから、求められる改革の目的・理念として「広域行政の充実・強化」を明確に謳っておくべき
15	1	はじめに	このような地方分権改革の流れの中で、近年、市町村合併が大きく進展する一方、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大等、都道府県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、分権改革の担い手としての広域自治体のあり方が問われている。 そうした中、府県を超える広域的な行政課題に対応するとともに、国の事務・権限の受け皿となるために、地方自治法に基づく広域連合を設置している地域もある。また、現在、国において「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が示されたところである。	都道府県を取り巻く環境変化などの時点修正等

16	1	はじめに	<p>こうした状況において、長い歴史を持つ都道府県のあり方を見直すことは、単に都道府県だけでなく、国や市町村にも大きな影響を及ぼすことになることから、国・地方の双方が積極的に情報発信し、国民の理解を得ながら、これからの国と広域自治体のあり方について議論を進めていかなければならない。今後さらに地方分権を進め、真の分権型社会を実現するためには、単に広域自治体である都道府県だけの問題にとどまることなく、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある、まずは現在取組が行われている地方分権改革を着実に推進することが不可欠である。</p> <p>このことが足がかりとなり、国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながるものである。</p>	<p>現在、推進している地方分権改革、特に国出先機関改革を進めることが必要なため。</p>
17	1	はじめに	<p>そのため、国・地方の双方が積極的に情報発信し、国民の理解を得ながら、これからの国と広域自治体のあり方について議論を進めていかなければならない。今後さらに地方分権を進め、真の分権型社会を実現するとともに、機能強化した中央政府を作るためには、単に広域自治体である都道府県だけの問題にとどまることなく、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。このことが国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながるものである。</p>	<p>道州制は、国・地方双方の政府の機能強化を図るものであることを明確にする。</p>
18	1	はじめに	<p>今後さらに地方分権を進め、真の分権型社会を実現するためには、単に広域自治体である都道府県だけの問題にとどまることなく、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央府省省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。このことが国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながるものである。</p>	<p>用語の見直し</p>
19	2	道州制の検討に当たっての全国知事会の立場	<p>(具体的文案の提示はなし)</p>	<p>最近の道州制をめぐる政府や政党の動きに合わせた表現とする必要がある。</p>
20	2	道州制の検討に当たっての全国知事会の立場	<p>2 道州制について道州制の検討に当たっての全国知事会の立場 (1)道州制の検討に当たっての全国知事会の立場</p>	

21	2 道州制の検討に当たったの全国知事会の立場	<p>道州制については、昨年になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。</p> <p>道州制等の広域自治体のあり方の検討を進めるに当たっては、国民的な理解を得て、我が国の統治機構全体を改革し、地方が真に自立する税財政システムを確立するなど、解決しなければならない大きな課題があるが、とりわけ現在のところ、道州制の姿については、現在においても国と地方との間においてさえ、明確なイメージが共有されておらず、道州制のメリット等に関する検証が十分進んでいないことから、導入を前提とした進め方に慎重な意見があることも事実である。</p> <p>しかしながら、かつて見られなかったほど道州制が現実味を帯びてく議論が盛り上がりを見せる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について分析検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的な提案を行わなければならぬ立場にある。</p> <p>言うまでもなく、道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。また、道州制の議論にかかわらず、絶えず第二期地方分権・地域主権改革を着実に推進しなければならない中、国の出先機関の原則廃止に向けた取組みの過程においては、現在、国が担っている広域行政の事務・権限の受け皿となり得る枠組みとして広域連合制度が着目され、さらに改良を加えた「特定広域連合」が国の出先機関の受け皿となる法律案も政府から示されたところである。</p> <p>以上の点を踏まえ、ここに道州制等の広域自治体のあり方についての基本的考え方を示すことによって、道州制に対する全国知事会の立場を明らかにするとともに、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の検討に当たった課題等を提示しようとするものである。</p>	
----	------------------------	--	--

22	2 道州制の検討に当たったの全国知事会の立場		<p>道州制については、昨年になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「や道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、懇談会の中間報告など、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。あつたが、政権交代後の平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、「いわゆる『道州制』についての検討も射程に入れていく」との表現のみで、道州制のあり方の具体的な方向性は示されておらず、政府における道州制の導入に向けた動きは停滞していた。</p> <p>しかし、平成24年8月に成立した「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に係る国や地方等における議論の過程において、国と地方のあり方が見直され、道州制についての検討が改めて行われつつある。</p>	時点修正
23	2 道州制の検討に当たったの全国知事会の立場	4	<p>道州制については、昨年になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。</p>	時点修正
24	2 道州制の検討に当たったの全国知事会の立場		<p>道州制については、平成18年2月に第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」をまとめ、同年9月に設置された道州制担当大臣の下で、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定についての検討が行われるなど、かつては政府において道州制の検討が活発に進められた時期もあった。しかし、政権交代を経て、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、「道州制についての検討も射程に入れていく」とされているものの、未だ政府において検討はなされていない。一方、複数の政党において、道州制基本法の制定に向けた動きがみられるほか、本年4月には、有志の首長による「道州制推進知事・指定都市市長連合」が設立されるなど、政党や首長の一部を中心に、再び道州制議論が活発化する兆しがみられる。昨年になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。</p>	道州制議論の経緯を踏まえて修正すべき

25	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		道州制については、昨年になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。	平成19年時点とは状況が異なるため、文面を削除しました。
26	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		<p>道州制については、平成20年に道州制ビジョン懇談会において「中間報告」がまとめられ、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、「検討を射程に入れていく」と言及されたものの、政府として具体的な検討はなされていないのが現状である。</p> <p>一方、政党においては、みんなの党や自由民主党が道州制についての基本法案を公表するなど、道州制に関する動きが活発化しているように見受けられる。全国知事会としては、平成19年に「道州制に関する基本的考え方」を取りまとめたところであるが、本年7月に取りまとめた「日本再生十二箇条」において「道州制を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討する」としたところである。</p> <p>しかしながら、現時点に至っても、道州制の姿について国と地方との間で明確なイメージが共有されておらず、道州制のメリット・デメリット等に関する検証が十分進んでいないことから、導入を前提とした進め方に慎重な意見があることも事実である。</p> <p>道州制は、都道府県を廃止するなど国の統治機構を根本的に変え、国民生活に大きな影響を及ぼす重大なテーマであり、地方自治の原点に戻った、地道な現制度の検証と国民的議論が不可欠である。</p> <p>平成22年には、関西広域連合が府県同士としては初めて地方自治法に基づき設立された。また、国においても権限移譲の受け皿として広域連合の活用が進められる中で、我々は、道州制に関する動きが真の地方分権の推進に資する議論となるよう、広域自治を担う当事者として、積極的に議論・提案すべき立場であると自覚しており、ここに議論にあたっての課題を提示しようとするものである。</p>	時点修正
27	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場 道州制については、昨年になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。	該当部分「道州制については、昨年になって…」は当時(平成19年)の情勢認識、特に後段の「国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。」部分が現在の情勢認識と異なるので該当部分を削除

28	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		道州制については、昨年になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。	削除又は時点修正が必要ではないか。
29	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		道州制については、昨年になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。	時点修正全削除
30	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		道州制については、昨年(H18年)になって、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきたところである。 その後、しばらく時間が経過したが、昨今、地方自ら多様な大都市制度や真の地方分権・地域主権の実現に向けた道州の姿等について幅広く議論を行う一方で、国レベルでは、「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、本年8月には「大都市地域特別区設置法」が成立するなど、「新しい国のかたち」の創造に向けた動きが活発化している。	地方や国の動向を反映すべき
31	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		しかしながら、かつて見られなかったほど道州制の議論が盛り上がりを見せる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していかなければならない立場にある。	時点修正
32	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		しかしながら、かつて見られなかったほど道州制の議論が盛り上がりを見せる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していかなければならない立場にある。	時点修正
33	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		しかしながら、 再び道州制議論が活発化する兆しがみられ、広域自治体のあり方が問われる中 かつて見られなかったほど道州制の議論が盛り上がりを見せる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していかなければならない立場にある。	道州制議論の経緯を踏まえて修正すべき

34	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		しかしながら、 再びかつて見られなかったほど 道州制の議論が盛り上がりを見せる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していかねなければならない立場にある。	道州制議論の再燃をふまえて、語句修正しました。
35	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		しかしながら、 かつて見られなかったほど 道州制の議論が盛り上がりを見せる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していかねなければならない立場にある。	理由は上記「修正理由」に同趣旨。「かつて見られなかったほどの道州制の議論が盛り上がりを見せる中」を削除
36	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		また、道州制の議論にかかわらず、まず第二期地方分権改革を着実に推進しなければならない。	時点修正
37	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		また、道州制の議論にかかわらず、 分権型社会の構築という目標に向けて、権限移譲や地方税財政制度の改革 まず第二期地方分権改革を着実に推進しなければならない。	地方分権改革の経緯を踏まえて修正すべき(第28次地方制度調査会答申にある表現)
38	2 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場		言うまでもなく、道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。また、道州制の議論にかかわらず、まず第二期地方分権改革を着実に推進しなければならない。	第二期を削除
39	3 道州制の基本原則		(2) 道州制の基本原則	
40	3 道州制の基本原則		3 道州制検討に あ た つ ての 前 提 地方分権改革を着実に推進することが第一であるが、道州制を検討する場合は、以下の基本原則を前提とする。	まずは、地方分権改革を進めることが必要であるため。
41	3 道州制の基本原則		地域の持つポテンシャルを発揮し、住民福祉を向上させるためには、広域的な行政課題に対する政策を地域が自ら考え、実行できるように、地方分権を進めることが必要である。国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。	住民福祉を向上させるために地方分権を進めるという意義を記載すべき。

42	3 道州制の基本原則	1	「道州制」を地方分権の究極の姿として位置づけ、国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。 なお、道州制の検討が地方分権改革を停滞させる理由となってはならないことは言うまでもない。	「地域主権型道州制」など表現はいろいろあり得るが、いずれにしても道州制が「地方分権の究極の姿」であることを明確に謳っておくべき 「4 地方分権改革の推進」の主旨を移記する
43	3 道州制の基本原則	2	2 広域自治体は、都道府県を廃止し、これに代わる道州を置く。地方自治体は道州と市町村の二層制とする	道州制は、都道府県を廃止するということを分かりやすくするため。
44	3 道州制の基本原則	2	2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と基礎自治体市町村の二層制とする 道州は、国と基礎自治体市町村の間の広域自治体として、基礎自治体市町村と役割を分担して、主に地域における広域行政を担うものとすべきである。国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。	4ページの3行に、「住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、」とあり、道州移行後の地方自治体としては、市町村とするよりは「基礎自治体」とした方が適切である。
45	3 道州制の基本原則	2	道州は、国と市町村の間の広域自治体として、市町村と役割を分担して、主に地域における広域行政を担うものとすべきである。国との必要な連携は確保しつつも、道州が国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。 また、単なる都道府県合併となってはならない。	都道府県の区域を越える大きな自治体となっても、国との連携の確保は必要である。 国と地方の役割分担も見直すことになるため、単なる都道府県合併ではないことを記載しておくべき。
46	3 道州制の基本原則	3	「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきであり、このことが、国と地方の二重行政解消にもつながるものである。国と地方の双方の政府の機能強化につながるものである。	道州制は、国・地方双方の政府の機能強化を図るものであることを明確にする。
47	3 道州制の基本原則	3	「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきであり、このことは、国と地方の二重行政解消が効率化され、国民負担の軽減にもつながるものである。	全国知事会「地域主権改革の推進について」(24.7.20)の「国と地方の行政が効率化されることにより、国民負担の軽減にもつながるものである」との記述を踏まえて修正。

48	3 道州制の基本原則		<p>その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、道州は、広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。</p> <p>3 また、基礎自治体は、自立性の高い行政主体として、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる体制とすべきである。</p>	地方分権を担う基礎自治体についても記載が必要である。
49	3 道州制の基本原則		<p>その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、道州は、広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。</p> <p>3 としによって、住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、道州は、広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。</p>	表現の簡略化。
50	3 道州制の基本原則		<p>その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、道州は、広域自治体として基礎自治体市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。</p> <p>3</p>	4ページの3行に、「住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、」とあり、道州移行後の地方自治体としては、市町村とするよりは「基礎自治体」とした方が適切である。
51	3 道州制の基本原則		<p>4 役割分担の見直し明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない</p> <p>4</p>	前ページにおいても、役割分担に関しては、「明確化」という文言ではなく、「見直し」という文言が使用されているため整合性を図る。
52	3 道州制の基本原則		<p>4 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局国の出先機関」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない</p> <p>4 国と地方の役割分担に基づき、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国の事務権限の仕分けを行い、地方支分部局国の出先機関の廃止のみならず、中央省庁の解体再編を含め、地方への権限移譲を検討しなければならない。 また、国から地方への公務員の身分移管の方策についても検討しなければならない。</p>	地方支分部局 → 国の出先機関に修正
53	3 道州制の基本原則		<p>4 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「国の出先機関地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない</p> <p>4</p>	用語の見直し

54	3 道州制の基本原則	4	国と地方の役割分担に基づき、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国の事務権限の仕分けを行い、 国の出先機関 、 地方支分部局の廃止のみならず、中央府省省庁の解体再編を含め、地方への権限移譲を検討しなければならない。 また、国から地方への公務員の身分移管の方策についても検討しなければならない。	用語の見直し
55	3 道州制の基本原則	4	国と地方の役割分担に基づき、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国の事務権限の仕分けを行い、地方支分部局の廃止のみならず、中央省庁の解体再編を含め、地方への権限移譲が 行われ を検討しなければならない。	国の出先機関原則廃止の方針により、地方移譲に向けた検討は進められており、実行する段階である。
56	3 道州制の基本原則	4	国と地方の役割分担に基づき、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国の事務権限の仕分けを行い、地方支分部局の廃止のみならず、中央省庁の解体再編を含め、地方への権限移譲を検討しなければならない。 なお、地方支分部局の廃止においては、現在のアクションプラン（平成22年12月28日閣議決定）に基づく国の出先機関改革の取組をうけたものが望まれる。 また、国から地方への公務員の身分移管の方策についても検討しなければならない。	「4 役割分担の明確に当たっては、…」の記述がある囲み部分の下の説明文における「地方への権限移譲を検討しなければならない。」の後に、「なお、地方支分部局の廃止においては、現在のアクションプラン（平成22年12月28日閣議決定）に基づく国の出先機関改革の取組をうけたものが望まれる。」を挿入
57	3 道州制の基本原則	4	その際には、財政面等において地方の過大な負担とならないよう、権限・財源の一体的移譲を前提とした制度設計や、人員移管のルールづくりが確実になされなければならない。 また、国から地方への公務員の身分移管の方策についても検討しなければならない。	国からの権限移譲に当たっては、地方が不利を被ることのないよう必要な財源措置を前提とした確実な制度設計や人員移管のルールづくりが不可欠。
58	3 道州制の基本原則	5	5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な 自治立法権 、 条例制定権 を確立しなければならない	用語の見直し
59	3 道州制の基本原則	5	内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州に 広範な自治立法権を付与する において広範に条例制定ができるようにしなければならない。	用語の見直し
60	3 道州制の基本原則	5	内政に関する事務 を について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令 については 大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州において広範に条例制定ができるようにしなければならない。	

61	3 道州制の基本原則		<p>地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に再構築し、地方の課税自主権を強化する必要がある。例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入など、現行の国税と地方税の税目や課税自主権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築しなければならない。</p> <p>道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。</p> <p>さらに、全てを国と地方の垂直的な財政調整で賄っている現行方式に加えて、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、一部について、道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みを併用することも検討しなければならない。</p> <p>基礎自治体及び道州が、それぞれの役割に応じた必要かつ十分な独自財源を確保できるよう、国の基幹税（所得税、法人税、消費税）からの大幅な税源移譲により、偏在性が小さく、安定性を備えた新たな地方税体系を構築する。その際、国と地方の役割分担を踏まえ、消費税の地方税化を有力な選択肢とする。地方税法に広範な委任規定を設けること等により、基礎自治体及び道州が地方税の税目・税率等を独自に決定できるよう、課税自主権を拡充する。</p> <p>道州においては、現在の地方交付税制度のように国が関与する仕組みは導入せず、水平的な財政調整を基本とする。その際、地域間の偏在性が高い税目等を財源とする「地方共有税」の創設を検討する。</p> <p>道州間の水平的な財政調整を円滑に行うため、客観的な配分基準の設定等を担う調整機関を設置する。</p>	<p>自主性・自立性の高い地方税財政制度の基本方向を明確にする。</p>
62	3 道州制の基本原則		<p>道州間の税源偏在等による財政力格差を是正歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。</p>	<p>税源偏在等によって生じている地域間の財政力格差を是正するという財政調整制度の基本機能を明示。</p>

63	3 道州制の基本原則		道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、 現 6 行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。 さらに、 全てを 6 国と地方の垂直的な財政調整で賄っている現行方式に加えて、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、 一部について、 道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みを併用することも検討しなければならない。	地方交付税の存置を前提としているような表現は改めるべき
64	3 道州制の基本原則		道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、 現 6 行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方の 協議の場 において決定すべきである仕組みの導入を検討しなければならない。	国と地方の協議の場が法制化されたため、この場を活用すべき。
65	3 道州制の基本原則		7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、 枠組の議論ばかり先行させるのではなく、 住民サービスへの 影響 や地理的・歴史的・文化的条件など、 地方の意見を 7 最大限尊重 十分勘案して決定しなければならない	区域を決定するに当たって抜けている視点を追加。
66	3 道州制の基本原則		道州の区域は、経済的に自立性の高い圏域を形成するという観点や地域の事情を考慮して定めるものとするが、その際、 道州と市町村の二層制としたときにも、住民サービスがさらに充実・強化されるのは当然のことであり、 加えて住民が一体感を持つことができるよう 地方域 の意見を反映した区域となるように 設定すべきであり、 地理的特性や歴史的事情等も考慮し、 都道府県であった区域に一定の位置付けを与えることも検討すべきである。 7	第28次地方制度調査会答申にもあるが、地理的・歴史的・文化的条件に配慮する上で、都道府県であった区域や名称に政治行政上の位置付けを与えることも検討すべき。
67	4 地方分権改革の推進		(3)-4 地方分権改革の推進	

68	4 地方分権改革の推進		4 地方分権改革の推進 道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある。 地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない。道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。	主旨は既に3ページ15行目や4ページ5行目に記述済みであり、重複した内容の章を設ける必要はない
69	4 地方分権改革の推進		(具体的文案の提示はなし)	最近の地方分権に関する動き(地域主権改革等)に合わせた表現とする必要がある。
70	4 地方分権の推進		道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけ・ 枠付け の廃止・縮小見直し、国と地方の二重行政の解消による行政の効率化・簡素化等の改革を一体的に進めることにより、 地方自治体の自己決定と自己責任を確立し、真の意味で自立した自治体を創造していく必要がある	・時点修正及び慣用的語句の修正。 ・地方分権改革推進の目的を明確化する。また、全国知事会「地域主権改革の推進について」(24.7.20)の「国と地方の行政が効率化されることにより、国民負担の軽減にもつながるものである」との記述を踏まえて修正。
71	4 地方分権の推進		道州制議論にかかわらず、 地域主権戦略大綱 地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの 更なる 廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある	時点修正
72	4 地方分権改革の推進		道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担を見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に 地域 のことは 地域に住む住民が決める という 地方分権・地域主権改革の理念 に沿って、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、地方税財源の充実・強化など、国と地方の抜本的な役割分担の見直しを進める必要がある	地方分権改革推進法はH22年度に失効

73	4 地方分権改革の推進		道州制議論にかかわらず、 地域主権戦略大綱に基づき、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限委譲、国の出先機関の原則廃止、補助金等の一括交付金化 地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある	時点修正が必要となるため、文面を削除しました。 (地方分権改革推進法は時限法で既に失効しているため、地域主権戦略大綱に変更)
74	4 地方分権改革の推進		地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない、道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、現在取り組んでいる「国の出先機関の原則廃止」をはじめとした道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を推進する 一体的に進める必要がある	枠組み内の文章と、その下の説明文が同様の内容となっているため集約して整理。併せて、「国と地方の役割分担の見直し」に当たっては、国の出先機関の原則廃止も盛り込むべき。
75	4 地方分権改革の推進		道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿っての 着実な推進の観点から 、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある	地方分権改革推進法は失効しているので、囲み部分中の「地方分権改革推進法に沿って」を「地方分権改革の着実な推進の観点から」に修正し、その下の説明文の「地方分権改革推進法に沿って」を削除
76	4 地方分権改革の推進		道州制議論にかかわらず、 地方と十分協議の上で国と地方の役割分担を整理し、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、国の出先機関移管の断行 地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある	時点修正(日本再生十二箇条とあわせてはどうか)
77	4 地方分権改革の推進		道州制議論にかかわらず、 累次の地方分権改革 地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある 地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない、道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、 累次の地方分権改革 地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。	地方分権改革法は平成21年3月に失効しており、「累次の地方分権改革に沿って」に修正。

78	4 地方分権改革の推進		<p>道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法地域主権戦略大綱に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある</p> <p>地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない、道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法地域主権戦略大綱に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。</p>	<p>地方分権改革推進法は平成22年3月31日に失効しており、現時点で地方分権改革を推進する根拠となっているのは地域主権戦略大綱であるため。</p>
79	4 地方分権改革の推進		<p>道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法や閣議決定された地域主権戦略大綱に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある</p> <p>地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない、道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法や地域主権戦略大綱に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。</p> <p>地域主権戦略大綱に基づき策定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」で示された、国の出先機関のブロック単位での地方移譲については、道州制の議論を深める上でも、これまでの成果を基礎として、引き続き進められなければならない。</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の出先機関原則廃止の方針により、地方移譲に向けた検討が進められており、これを継続していくべき。</p>
80	5 道州制検討の進め方		<p>道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある</p> <p>地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない、道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。</p>	<p>地方分権改革推進法を削除</p>

81	4 地方分権改革の推進		地方分権・ 地域主権 改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない。道州制の議論が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に 進めなければならない 。地域のごとは地域に住む住民が決めるという地方分権・地域主権改革の理念に沿って、国の出先機関の原則廃止、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、地方税財政の充実・強化など、国と地方の抜本的な役割分担の見直しを進めなければならない。	地方分権改革推進法はH22年度に失効
82	4 地方分権改革の推進		地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない。道州制の議論が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。	枠組み内の文章と、その下の説明文が同様の内容となっているため集約して整理。併せて、「国と地方の役割分担の見直し」に当たっては、国の出先機関の原則廃止も盛り込むべき。
83	4 地方分権の推進		地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない。道州制の議論が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけ・ 枠付けの廃止・縮小 、国と地方の二重行政の解消見直しによる行政の 効率化・簡素化 等の改革を一体的に進めることにより、 地方自治体の自己決定と自己責任を確立し、真の意味で自立した自治体を創造していく必要がある なければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正及び慣用的語句の修正。 ・地方分権改革推進の目的を明確化する。また、全国知事会「地域主権改革の推進について」(24.7.20)の「国と地方の行政が効率化されることにより、国民負担の軽減にもつながるものである」との記述を踏まえて修正。
84	4 地方分権の推進		地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない。道州制の議論が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、 地域主権戦略大綱 地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの 更なる 廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。	時点修正
85	4 地方分権改革の推進		地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない。道州制の議論が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、 地域主権戦略大綱に基づき、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限委譲、国の出先機関の原則廃止、補助金等の一括交付金化 地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。	時点修正が必要となるため、文面を削除しました。 (地方分権改革推進法は時限法で既に失効しているため、地域主権戦略大綱に変更)

86	4 地方分権改革の推進		地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない。道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。	地方分権改革推進法は失効しているので、囲み部分中の「地方分権改革推進法に沿って」を「地方分権改革の着実な推進の観点から」に修正し、その下の説明文の「地方分権改革推進法に沿って」を削除
87	4 地方分権改革の推進		地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならない。道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。 特に、現在、検討されている「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」を早期に成立すべきである。	まずは、国出先機関改革を進めることが必要なため。
88	5 道州制検討の進め方		(4)-5 道州制検討の進め方	
89	5 道州制検討の進め方		4-5 道州制検討の進め方	
90	5 道州制検討の進め方		道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し、特に、中央府省省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。	用語の見直し
91	5 道州制検討の進め方	1	道州制は、国と地方双方の政府のあり方に関する新たな制度を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。	現段階では、地方自治体は地方政府とは言えない。あわせて、再構築ではなく、新たな制度の構築ではないか。

92	5 道州制検討の進め方	1	道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係関係等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し、「 国と地方の協議の場 」に「 国のかたち検討部会 」を設置し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。	日本のグランドデザイン構想会議のとりまとめの表現に合わせ、字句修正
93	5 道州制検討の進め方	1	2-1 国と地方の 協議の場の活用 が一体となった検討機関の設置が必要である	国と地方の協議の場が法制化されたため、この場を活用すべき。
94	5 道州制検討の進め方	1	道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、 国と地方の協議の場において地方六団体の各代表者と関係関係等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。	国と地方の協議の場が法制化されたため、この場を活用すべき。
95	5 道州制検討の進め方	1	道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係関係等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し「 国と地方の協議の場 」において、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。	地方六団体の各代表者と関係関係等により構成される検討機関としては、「国と地方の協議の場」の設置が法制化されているため。
96	5 道州制検討の進め方	1	道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係関係等により構成される常設の 法律に根拠を有する 「検討機関」を共同して設置し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。	道州制は、国・地方双方の解体再編を含む重要な課題であり、検討機関は、法律に根拠を有することが必要。

97	5 道州制検討の進め方	1	そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係関係等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し『国と地方の協議の場において』、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。	道州制の検討は、法制化された国と地方の協議の場において行われるのが適当と考えるため
98	5 道州制検討の進め方	2	1-2 国民意識の醸成が何より重要必要である	国民意識の醸成は、「必要」以上に「何より重要」と強調すべき。
99	5 道州制検討の進め方	2	そのため、国と地方の双方が道州制のメリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われることが何より重要であるよう努めなければならない。	国民意識の醸成は、「必要」以上に「何より重要」と強調すべき。
100	5 道州制検討の進め方	3	3 道州制導入を推進する法律の制定が必要である。 道州制の導入を計画的かつ安定的に推進する仕組みを整えるため、道州制を推進するための法律を制定し、道州制への道筋を明らかにしなければならない。	道州制の本格的な制度設計、計画的な移行措置といった道州制導入を推進する仕組みの法制化を提案すべきである。
101	5 道州制検討の進め方		4 道州制への移行の前段として、道州制特区に準じた新たな特区制度の創設が必要である。 道州制の推進に資することが期待された道州制特区推進法については、北海道以外では3以上の都府県が合併することが要件となっており、適用の可能性は極めて低い。 そのため、例えば一定の人口要件を上回る都府県については、単独で道州制特区に準じた特区の適用ができるような新たな特区制度を創設し、国民の道州制に対する理解を深め、道州制への環境作りを進めなければならない。	道州制への移行の前段として、例えば一定の人口要件を上回る都府県については、単独で道州制特区に準じた特区の適用ができるような新たな特区制度を創設すべきである。
102	6 具体的な検討課題		(5)-6 具体的な検討課題	
103	6 具体的な検討課題		5-6 具体的な検討課題	
104	6 具体的な検討課題		6 具体的な検討課題 2で述べた道州制の検討に当たっての全国知事会の立場に沿って、今後具体的な検討が必要と考えられる以下の課題は、次のとおりである。については、全国知事会において議論を深めるとともに、「国と地方の協議の場」において幅広く議論していく。	具体的な検討課題について、全国知事会や「国と地方の協議の場」で幅広く議論していくため、字句修正。

105	6 具体的な検討課題		「憲法改正」をも排除しない「連邦制」までも視野に入れた新たな広域行政像を検討すべき	単なる都道府県合併とも取られかねない“道州制”ではなく、例えば「地域振興に関する立法権」を「新たな広域行政主体」が持つなど、「憲法改正」をも排除しない「連邦制」までも視野に入れた新たな広域行政像を検討するなど、国と地方の行政制度を抜本的に見直すことも視野に入れるべき
106	6 具体的な検討課題		「広域行政の先進モデル」である「広域連合制度」により、市町村や国民に分かりやすいかたちで、広域行政のメリットを実感していただくよう、地に足の着いた議論を進めるべきではないか	
107	6 具体的な検討課題		2で述べた道州制の検討に当たっての全国知事会の立場に沿って、今後具体的な検討が必要と考えられる課題は、次のとおりである。今後、道州制議論の進捗に応じ、5で述べた検討機関において、地方の視点を踏まえ、十分に検討を行う必要がある。 なお、全国知事会では、平成19年度から21年度にわたり、道州制特別委員会（当時）の下でこれらの課題について検討を行い、同委員会としての検討状況報告をとりまとめた。各項目に付記した《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》は、道州制特別委員会において概ね合意された内容を中心に、検討状況報告の概要を参考までに記したものである。未だ議論が深まっていない項目も多いため、今後、地方行政体制特別委員会を中心に更に詳細かつ具体的な検討を進め、全国知事会として「あるべき道州制の姿」（仮称）をとりまとめ、発信していく。	全国知事会における検討の経緯を踏まえて修正すべき（平成19年1月以降、各方面から道州制に関する提案等が数多く示されており、検討課題の列挙だけでは物足りなくなっている。また、道州制基本法の国会提出等をにらみ、全国知事会として具体的な検討を再始動すべきである。）
108	6 具体的な検討課題		2で述べた道州制の検討に当たっての全国知事会の立場に沿って、今後具体的な検討が必要と考えられる課題は、次のとおりであり、5-1の検討機関において議論を深める。	5-1の検討機関で検討することを明確に。
109	6 具体的な検討課題		2で述べた道州制の検討に当たっての全国知事会の立場に沿って、今後具体的な検討が必要と考えられる課題は、次のとおりである。 ① 道州制特区の成果と課題の検証 道州制の検討にあたっては、道州制特区推進法に基づき、北海道を唯一の対象とするモデル事業が実施されている。道州制の検討にあたっては、まず、特区における、権限移譲の状況、それに伴う財源移譲の状況、国の関与の変化、中心都市と周辺部における都市機能や行政サービスの变化など、その成果と課題を検証し、議論の端緒と位置づけるべきではないか。	道州制の検討にあたって、現行の道州制特区推進法の検証が必要と思われるため。

110	6 具体的な検討課題	① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担	<p>① 国のあり方及び国・道州・基礎自治体市町村の役割分担</p> <p>国と地方の役割分担を明確化し、国の役割を純化、重点化した場合、立法府のあり方、中央省庁の解体再編、地方支分部局の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方、国が担うべき具体的な事務事業のあり方をどうするか。また、新たな行政需要が生じた場合、国、道州、基礎自治体市町村のいずれが担うかについての調整をどうするか。</p>	4ページの3行に、「住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、」とあり、道州移行後の地方自治体としては、市町村とするよりは「基礎自治体」とした方が適切である。
111	6 具体的な検討課題	① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担	<p>国と地方の役割分担を明確化し、国の役割を純化、重点化した場合、立法府のあり方、中央府省省庁の解体再編、国の出先機関地方支分部局の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方、国が担うべき具体的な事務事業のあり方をどうするか。</p>	用語の見直し
112	6 具体的な検討課題	① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担	<p>また、新たな行政需要が生じた場合、国、道州、市町村のいずれが担うかについての調整をどうするか。</p> <p>《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》</p> <p>○内政分野については、次に掲げるものを除き、地方が制度設計から管理執行までを一貫して担うこととすべきである。なお、地方が担う事務に関して憲法の保障する最低限度（ナショナルミニマム）等の基本的な事項の設定が必要な場合には、国がこれを担うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家財政、通貨制度、旅券制度、国籍制度等の国でなければできないもの。 ・ 航空管制、海難審判、気象業務等その事業規模や成果、影響等が全国的なものであって、地方がそれぞれに担うよりも国が一括して担う方が明らかに合理的、効率的なもの。この場合においては、制度設計から管理執行まで国が一貫して担うこととすべきである。 ・ 民事、刑事等の基本法制、金融政策、基準認証等国民の生命・財産の保護及び取引の公正さの確保の点から、特に国法で全国一律に国民の活動を直接規律しなければ重大な支障が生じるルールの設定。この場合においては、違法行為に対する監督権の行使等その運用等の面で行政が関与する必要がある部分についても、国が管理執行までを一貫して担うことを基本とする。 <p>○国と地方の役割分担については、国の都合で一方的に決められることのないよう、国と地方が対等な立場で議論し、決定されることが制度的に保障された上で、国法（憲法を含む。）により規定されることとすべきである。</p>	(H19.12.19「全国知事会道州制特別委員会検討状況報告」の抜粋)
113	6 具体的な検討課題	① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担	<p>国の事務は、（１）国家の存立に関わる事務、（２）国家戦略の策定、（３）国家的基盤の維持・整備、（４）全国的に統一すべき基準の制定の４つに限定し、内政に関する事務は地方が担うこととする。</p>	<p>本県も参加する道州制推進知事・指定都市市長連合では、今年の7月に制度設計の試案として「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を公表しているが、全国知事会においては、この試案を参考に</p>

114	6 具体的な検討課題	① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担	国は防衛、安全保障、外交、通商、通貨管理等を担い、 洲（道州）が地域の広域行政を、基礎自治体が市民生活を担当する	
115	6 具体的な検討課題	② 税財政制度のあり方	国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州・ 基礎自治体 間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州・ 基礎自治体 間の財政調整制度のあり方をどうするか。	道州間だけでなく、基礎自治体間の財政力格差も同列の問題点であるため。
116	6 具体的な検討課題	② 税財政制度のあり方	② 税財政制度のあり方 国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。 《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》 ○道州が、自己決定と自己責任のもとで、政策展開ができるよう、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系とすることが必要である。このため、地方消費税や住民税を基幹税として充実すべきである。 ○道州制においても財政力格差の是正は重要である。地方消費税の充実等により偏在性の小さい地方税制を実現しても、なお偏在性は残ることから、財政調整制度は必要である。	(H21.7.2「全国知事会道州制特別委員会平成20年度検討状況報告」の抜粋)
117	6 具体的な検討課題	② 税財政制度のあり方	国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間、の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州間、の財政調整制度のあり方をどうするか。 さらに、道州内の財源調整制度のあり方についても検討する必要がある。	道州制における税財源調整は、道州間だけでなく道州内も含めて検討を行わないと、道州制を導入する必要性、また、そこに居住する住民にとって現在及び未来において現状よりも有益なものかどうか、それらを判断できないと考えるため。
118	6 具体的な検討課題	② 税財政制度のあり方	③ 税財政制度のあり方 国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。 また、国から地方への大幅な分割・移譲が想定される道州制を検討するにあたり、巨額の国の債務をどう扱うかは大きな課題である。都道府県を廃止する際にもその債務の扱いを決定する必要があり、道州が市町村のいずれかが継承する可能性が高い。地方分権を実現するための道州制が、早々から巨額の債務により硬直した財政状況により身動きのならない自治体誕生とならないよう、議論の前提として整理しておくべきではないか。	道州制の検討にあたって、国の債務の扱いが大きな課題になると思われるため。

119	6 具体的な検討課題	② 税財政制度のあり方	国の基幹税（所得税、法人税、消費税）の地方への大幅な税源移譲を行い、特に消費税の地方税化を有力な選択肢とする。また、出来るだけ国の関与がない道州間の水平的な財政調整方法を検討し、「地方共有税」の創設も視野に入れる。	本県も参加する道州制推進知事・指定都市市長連合では、今年の7月に制度設計の試案として「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を公表しているが、全国知事会においては、この試案を参考に
120	6 具体的な検討課題	③ 大都市圏との関係	多様な大都市制度を容認し、原則として道州がこれを内包するものとする。	本県も参加する道州制推進知事・指定都市市長連合では、今年の7月に制度設計の試案として「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を公表しているが、全国知事会においては、この試案を参考に
121	6 具体的な検討課題	③ 大都市圏との関係	道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、政令指定都市等の大都市制度が現行のままでよいのか 大都市地域特別区設置法の成立や特別自治市などの多様な大都市制度の議論を踏まえながら、現行の政令指定都市等の大都市制度との関係を整理する必要があるのではないか。 また、道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係をどう考えるか。	平成24年8月に成立した「大都市地域特別区設置法」や指定都市市長会が提案する「特別自治市」などの多様な大都市制度の動きを踏まえる必要があるため字句修正。
122	6 具体的な検討課題	③ 大都市圏との関係	先般、大都市地域特別区設置法が成立したが、 道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、政令指定都市等の大都市制度が現行のままでよいのか。また、道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係をどう考えるか。	時点修正が必要となるため、文面を修正しました。 (大都市地域特別区設置法の成立に伴う修正)
123	6 具体的な検討課題	③ 大都市圏との関係	③ 大都市圏との関係 道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、政令指定都市等の大都市制度を が 現行のまま 残すのか、現在構想されている新たな大都市制度のあり方をどう考える でよいのか。また、道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係をどう考えるか。	現在動きがある大都市制度の見直し議論も加味すべき
124	6 具体的な検討課題	③ 大都市圏との関係	《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》 ○現行のような全国一律の基準による政令市や中核市などの大都市制度は廃止すべきとの意見がある。一方で、人口や財政規模が大きく異なる大都市とそれ以外の基礎自治体においては、担うこととなる事務・権限に差を設ける制度は存置すべきとの意見もあることから、引き続き議論を深めていく必要がある。	(H21.7.2「全国知事会道州制特別委員会平成20年度検討状況報告」の抜粋)
125	6 具体的な検討課題	④ 市町村との関係	④ 基礎自治体 市町村との関係 基礎自治体 市町村の役割はどうあるべきか。また、 基礎自治体 市町村の行財政基盤をいかに強化すべきか。特に、その役割を担いきれない小規模町村について、その事務の補完のあり方をどうするか。	4ページの3行に、「住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、」とあり、道州移行後の地方自治体としては、市町村とするよりは「基礎自治体」とした方が適切である。

126	6 具体的な検討課題	④ 市町村との関係	市町村の役割の 変化に伴い はどうあるべきか。また、市町村の行財政基盤をいかに 強化する べきか。特に、その役割を担いきれない小規模町村に 対する ついて、その事務の補完のあり方をどうするか。	表現の簡略化。
127	6 具体的な検討課題	④ 市町村との関係	④ 市町村との関係 市町村の役割はどうあるべきか。また、市町村の行財政基盤をいかに強化すべきか。特に、その役割を担いきれない小規模町村について、その事務の補完のあり方をどうするか。 《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》 ○道州制の下での道州と基礎自治体は、基本的に各々が内政分野について制度設計から管理執行までを一貫して担う主体として「対等・協力」の関係にあると考えられる。そして、両者の役割分担については、補完性・近接性の原理からも、基礎自治体が住民や地域に最も身近な行政サービスを提供する主たる担い手となることから、基礎自治体を優先して役割分担を決定すべきである。 ○現行の事務処理特例制度（地方自治法第252条の17の2）に類する制度を創設することにより、道州と基礎自治体の事務配分について個別の調整を行えるよう措置することが適当であり、こうした制度の活用により、地域の実情に応じたフレキシブルな役割分担が可能となり、道州と基礎自治体が連携して住民サービスの向上に取り組むことが可能となると考える。 ○小規模自治体における事務の執行については、道州への委託など、道州による執行も選択肢に加えることとするなど、地域の実情に応じた個別の対応が可能となるよう、柔軟性のある制度とすることが適当である。	(H21.7.2「全国知事会道州制特別委員会平成20年度検討状況報告」の抜粋)
128	6 具体的な検討課題	④ 市町村との関係	多様な基礎自治体が必要な住民サービスを持続的に提供し得る制度設計とし、近隣の基礎自治体による水平的な補完や、道州への事務の委託などの垂直的な補完も柔軟に選択できることとする	本県も参加する道州制推進知事・指定都市市長連合では、今年の7月に制度設計の試案として「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を公表しているが、全国知事会においては、この試案を参考に
129	6 具体的な検討課題	⑤ 住民自治のあり方	⑥ 住民自治などのあり方 道州制の導入により都道府県が廃止され、広域自治体が大幅に広域化される中、都道府県や市町村を基礎として根付いている「住民自治」を担保し、郷土への愛着や誇りを維持するために、どのような仕組みが必要か。	具体的な説明の追記
130	6 具体的な検討課題	⑤ 住民自治のあり方	⑤ 住民自治のあり方 「住民自治」を担保するために、どのような仕組みが必要か。 住民との距離が遠くなる といった懸念が指摘される道州における住民自治のあり方をどうするか。	これまでの検討状況を踏まえ、課題を補足すべき

131	6 具体的な検討課題	⑤ 住民自治のあり方	<p>《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》</p> <p>○地方議会をはじめ、現行制度下においても整備されている直接請求制度や監査制度など、道州及び基礎自治体の双方において、住民自治を保障するための基幹的なシステムについては、基本的には法律により、その大枠を整備すべきである。</p>	(H22.7.8「全国知事会道州制特別委員会平成21年度検討状況報告」の抜粋)
132	6 具体的な検討課題	⑤ 住民自治のあり方	<p>基礎自治体と道州による協議組織を設置し、同組織に住民の代表の参加に配慮するなど、住民自治の担保に努める。</p>	<p>本県も参加する道州制推進知事・指定都市市長連合では、今年の7月に制度設計の試案として「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を公表しているが、全国知事会においては、この試案を参考に</p>
133	6 具体的な検討課題	⑥ 首長・議会議員の選出方法	<p>⑦首長・議会議員の選出方法と国会議員・国支分部局職員の扱い</p> <p>道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか。（住民の直接選挙、議会において選出等）</p> <p>また、道州の議会議員の選出は、どのような制度がふさわしいか。（道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等）</p> <p>道州制が導入されれば、国の役割や権限が大幅に削減されることから、首長・議会議員の選出方法と同時に、国会議員・国支分部局職員の扱いを検討すべきではないか。</p>	<p>道州制の導入は、国会議員や国支分部局職員の扱いにも影響を及ぼすと思われるため。</p>
134	6 具体的な検討課題	⑥ 首長・議会議員の選出方法	<p>⑥ 首長・議会議員の選出方法</p> <p>道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか。（住民の直接選挙、議会において選出等）</p> <p>また、道州の議会議員の選出は、どのような制度がふさわしいか。（道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等）</p> <p>《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》</p> <p>○道州の首長については、直接公選とすることが望ましい。</p> <p>○首長の選出方法を選択できることとするかどうかについては、道州の基本的な組織原理である首長の選出方法が、それぞれの道州によって大きく異なることは、国家としてのあり方に混乱を生じるおそれがあることから、あえてこれを選択可能とする必要はないと考えられる。</p> <p>○道州の議会議員の選出方法にあっても、道州内の多様な地域の住民の意見を道州の議会に反映させるため、原則として、選挙区制とすることが望ましい。</p>	(H19.12.19「全国知事会道州制特別委員会検討状況報告」の抜粋)
135	6 具体的な検討課題	⑥ 首長・議会議員の選出方法	<p>道州議員及び道州の首長は直接選挙で選出することを基本にする。</p>	<p>本県も参加する道州制推進知事・指定都市市長連合では、今年の7月に制度設計の試案として「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を公表しているが、全国知事会においては、この試案を参考に</p>

136	6 具体的な検討課題	⑦ 条例制定権（自治立法権）の拡充・強化	⑦ 条例制定権（自治立法権）の 確立・拡充・強化 道州が、その担う事務に関して、 広範な自治立法権を確立 について広範に条例を制定できるようにするためには、どのような課題があるか。 国法と自治立法のあるべき関係をどう保障するか、道州と基礎自治体それぞれの自治立法の関係を条例を我が国の法体系の中でどのように整理すべきか。	これまでの検討状況を踏まえ、課題を補足すべき
137	6 具体的な検討課題	⑦ 条例制定権（自治立法権）の拡充・強化	《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》 ○国、道州、市町村の役割を明確にした上で、それぞれの執行権者がその業務について責任を持つべきであり、自治立法権のあり方についても、事務を執行する主体が担当する分野に関して立法を行うことを基本とすべきである。 ○自治立法の実効性を担保するためには、地方が担当する分野についての国法と自治立法、さらには道州と市町村の自治立法の規定が相互に矛盾・抵触することのないよう、それらのあるべき関係を明確にするとともに、その関係を保障する制度を構築することが必要である。 ○道州制下の国法と自治立法とのあるべき関係を保障する制度は、国法の役割を限定する法規範、国の立法過程への地方の参画、国法と自治立法の競合を調整する仕組みその他の要素から構成される必要がある。 ○道州と基礎自治体は、地方公共団体として基本的に対等・協力の関係にあることから、道州が条例で基礎自治体の事務に関して規定しないことを原則とすべきである。しかし、その場合においても、基礎自治体の事務に関して道州が果たすべき一定の立法の役割があり、道州条例が基礎自治体の事務に関して最小限度の規定を行うことがありうる。 ○道州条例と基礎自治体の事務のあるべき関係を保障するためには、道州と基礎自治体が対等・協力の関係にあることを旨として、ア道州の立法の役割の明確化、イ基礎自治体の事務に関して規定する道州条例の立法過程への基礎自治体の参画、ウ道州条例と基礎自治体条例の競合を調整する仕組みを講じる必要がある。	(H19.12.19「全国知事会道州制特別委員会検討状況報告」、H21.7.2「全国知事会道州制特別委員会平成20年度検討状況報告」の抜粋)
138	6 具体的な検討課題	⑦ 条例制定権（自治立法権）の拡充・強化	基礎自治体及び道州の事務・権限に関する国の法令は大綱的なものとどめ、基礎自治体及び道州に「上書き権」を含む広範な自治立法権を付与する。	本県も参加する道州制推進知事・指定都市市長連合では、今年の7月に制度設計の試案として「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を公表しているが、全国知事会においては、この試案を参考に
139	6 具体的な検討課題	⑧ 道州の組織・機構のあり方	道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方をどうするか。 また、その際、機能を一極集中させるのか分散させるのか。	いわゆる州都機能のあり方を検討すべき。

140	6 具体的な検討	⑧ 道州の組織・機構のあり方	<p>⑧ 道州の組織・機構のあり方 道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方をどうするか。</p> <p>《全国知事会におけるこれまでの検討状況の概要》 ○道州の組織及び運営については、できる限り道州条例に委ねられるべきである。 ○道州の行政運営の公正・透明性を確保する見地から、十分な体制を持つ監査機関を整備することや、専門性と総合性を両立させる見地から、人事管理上の工夫が必要になるものと考えられる。 ○自治立法権の拡大に伴って、道州には、質的にも量的にも高い立法処理能力が求められることから、各道州の判断により、長の側にも、議会の側にも、それ相応の立法補佐機関を整備することが必要になると考えられる。 ○道州と基礎自治体の行政を調整するため、道州と基礎自治体による「道州内協議会」（仮称）のような組織を設置することも考えられる。 ○道州議会の議員定数については、単に簡素合理化の観点から論じられるべきではなく、各道州において住民意思の適切な反映を基本として設定されることが必要である。</p>	(H22.7.8「全国知事会道州制特別委員会平成21年度検討状況報告」の抜粋)
141	6 具体的な検討	⑧ 道州の組織・機構のあり方	全国一律の設置基準は必要最小限とし、道州の条例により自主的な組織を形成する	本県も参加する道州制推進知事・指定都市市長連合では、今年の7月に制度設計の試案として「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を公表しているが、全国知事会においては、この試案を参考に
142	6 具体的な検討課題		(具体的文案の提示はなし)	これまで道州制特別委員会で検討した内容を反映する必要がある。

143			<p>3 特定広域連合について</p> <p>広域連合制度の特徴は、①構成団体が、②各構成団体の事務を切り出して、③特別地方公共団体として、④民主的なガバナンス（広域連合議会等）の下で、広域事務を処理することにある。</p> <p>広域連合の長が広域連合に関する権限を有することとなるが、関西広域連合は「広域連合委員会」という独自の合議制の仕組みを持ち、また、平成24年の地方自治法改正により、広域連合には理事会制が認められるようになっている。出先機関改革のための「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」においては、「特定広域連合」という仕組みが規定されている。</p> <p>「特定広域連合」においては、理事会制は認められず広域連合長が権限を行使するが、特定広域連合委員会について規定が設けられ、合議制により運営することも法制的には担保されている。また、関係市町村の意見反映の仕組み等、関係する団体の意見を幅広く聴取する仕組みについて検討中である。</p> <p>「2. (5)」で道州制に関する検討課題として掲げた諸点に対しては、現在の都道府県体制を前提に、現状に対する大きな制度的変更を加えることなく必要な広域的課題に対処する方策と評価することができよう。一方で、合議的運営であるが故の調整プロセスの必要性、意思決定の迅速性などについても課題が指摘されるところである。</p>	
144			<p>4 今後の検討について</p> <p>道州制については、多岐にわたる検討課題があり、明確な共有イメージを国と地方、国民が共有するためにも、制度の詳細について徹底した検討が必要である。</p> <p>その際には、国から枠組みを押しつけるのではなく、住民の視点に基づいて、当事者である都道府県の自主的な意思が、制度を議論する大前提である。</p> <p>そして、実践の段階に入っている広域連合について、その実績に対する評価と課題の検証を行っていくべきである。</p> <p>これらの諸点について、幅広い視点から検討を深めることが必要であり、今後、全国知事会においてもさらなる取り組みを行っていく。</p>	